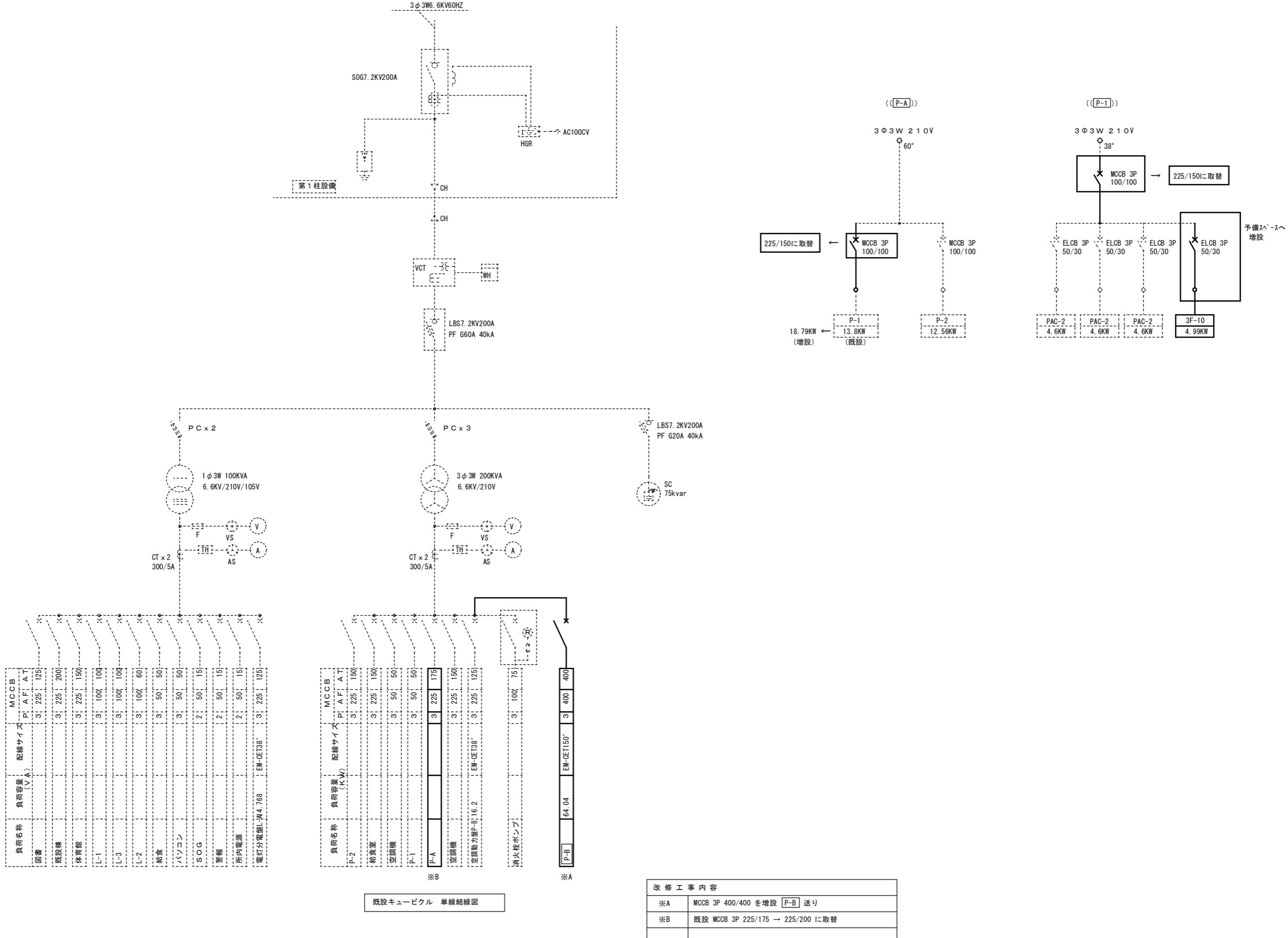


● 施工仕様	既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。																																																					
	(1) 地中埋設管路	○埋設配管・構造物・その他() 1) 項目 ○埋設管路・その他() 2) 調査範囲 ○埋設ルート・その他() (2) 貫通及びはりつり 1) 項目 ・筋筋・配管・その他() 2) 調査範囲 ○施工部分・その他() (3) 既設との取合い 1) 項目 ○接続箇所 ○増設箇所・その他() 2) 調査範囲 ○施工部分・その他()																																																					
● 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																						
● 耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kN] に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">○ 特定の施設</th> <th colspan="2">○ 一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上階部、屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>地下、1階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合には3階、13階以上の場合は上層階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの</p> <p>重要機器は次のものと示す。 ● 配電盤 ○ 発電装置(防災用) ○ 直流電源装置 ○ 交流無停電電源装置 ○ 交換機 ○ 自動火災報知受信機 ○ 中央監視制御装置 ○</p> <p>(2) 設計用船底震度 設計用船底震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>(3) 重量が10.0kg以下の軽量な機器(標準仕様書の運用を受けるものは除く)については、取付下地を入念に施工し、機器製造者の指定する方法で取付けを行なうこと。</p> <p>(4) 地域係数は1.0とする。</p>	機器種別	○ 特定の施設		○ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上階部、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5		防振支持の機器	2.0	2.0	2.0		水槽類	2.0	1.5	1.5	中間階	機器	1.5	1.0	1.0		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5		水槽類	1.5	1.0	0.6	地下、1階	機器	1.0	0.6	0.6		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0		水槽類	1.5	1.0	0.6
機器種別	○ 特定の施設		○ 一般の施設																																																				
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																			
上階部、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5																																																			
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0																																																			
	水槽類	2.0	1.5	1.5																																																			
中間階	機器	1.5	1.0	1.0																																																			
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5																																																			
	水槽類	1.5	1.0	0.6																																																			
地下、1階	機器	1.0	0.6	0.6																																																			
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0																																																			
	水槽類	1.5	1.0	0.6																																																			
● はり	既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。 はり工事は、事前に以下の調査を行い、監督職員に報告を行うこと。 (O走査式埋設物調査 ○X線調査(費用は別途とする))																																																						
○ インサート	インサートの取付けに使用した釘等は除去し、銷止め塗装を行う。																																																						
● あと施工アンカー	(1) 種類・接着系アンカー(・カプセル方式・注入方式) ○金属系アンカー(○打込み方式・締付け方式) ・その他のアンカータイプ() (2) 性能及び施工確認・行う・行わない																																																						
○ 基礎の配線ビット	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は既設するケーブル径の最大のものとの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。																																																						
● 防火区画等の貫通	防火区画等の貫通部は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。																																																						
● 管路等の外壁貫通	外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施す。																																																						
○ 引込部の耐震処置	建物への配管引き込み部の耐震処置・行う・行わない																																																						
○ 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																						
● 露出配管	(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 隣接品は、ねじ込み形を使用する。 (3) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保険カバーを使用する。 (4) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5) 監督員の指示がある場合は、上記に従わざずその指示に従う。																																																						
● 屋上の露出配管等	屋上の露出配管は、防水層を傷つけないようにふ設する。																																																						
● 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P.F管)																																																						
● 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、銅製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、E.P.S.、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶接亜鉛メッキ鋼製のボルト及びアームは塗装しなくてよい。 ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 温気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示した場合は除く。) 4) 防水貫通部の金属配管には防水止め塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッチングブライマー1級の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																						
● 屋外ボックスへの配管接続	屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カッティングを接続部等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取り付けて、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。																																																						
● 施工仕様	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。																																																						
	(1) 項目 ○埋設配管・構造物・その他() 2) 調査範囲 ○埋設ルート・その他() (2) 貫通及びはりつり 1) 項目 ・筋筋・配管・その他() 2) 調査範囲 ○施工部分・その他() (3) 既設との取合い 1) 項目 ○接続箇所 ○増設箇所・その他() 2) 調査範囲 ○施工部分・その他()																																																						
● 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																						
● 耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kN] に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。																																																						
	設計用標準水平震度																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">○ 特定の施設</th> <th colspan="2">○ 一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>地下、1階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合には3階、13階以上の場合は上層階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの</p> <p>重要機器は次のものと示す。 ● 配電盤 ○ 発電装置(防災用) ○ 直流電源装置 ○ 交流無停電電源装置 ○ 交換機 ○ 自動火災報知受信機 ○ 中央監視制御装置 ○</p> <p>(2) 設計用船底震度 設計用船底震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>(3) 重量が10.0kg以下の軽量な機器(標準仕様書の運用を受けるものは除く)については、取付下地を入念に施工し、機器製造者の指定する方法で取付けを行なうこと。</p> <p>(4) 地域係数は1.0とする。</p>	機器種別	○ 特定の施設		○ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.0		防振支持の機器	2.0	2.0	1.5		水槽類	2.0	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	0.6		防振支持の機器	1.5	1.5	1.0		水槽類	1.5	1.0	0.6	地下、1階	機器	1.0	0.6	0.4		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0		水槽類	1.5	1.0	0.6
機器種別	○ 特定の施設		○ 一般の施設																																																				
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																			
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.0																																																			
	防振支持の機器	2.0	2.0	1.5																																																			
	水槽類	2.0	1.5	1.0																																																			
中間階	機器	1.5	1.0	0.6																																																			
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.0																																																			
	水槽類	1.5	1.0	0.6																																																			
地下、1階	機器	1.0	0.6	0.4																																																			
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0																																																			
	水槽類	1.5	1.0	0.6																																																			
● はり	既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。 はり工事は、事前に以下の調査を行い、監督職員に報告を行うこと。 (O走査式埋設物調査 ○X線調査(費用は別途とする))																																																						
○ インサート	インサートの取付けに使用した釘等は除去し、銷止め塗装を行う。																																																						
● あと施工アンカー	(1) 種類・接着系アンカー(・カプセル方式・注入方式) ○金属系アンカー(○打込み方式・締付け方式) ・その他のアンカータイプ() (2) 性能及び施工確認・行う・行わない																																																						
○ 基礎の配線ビット	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は既設するケーブル径の最大のものとの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。																																																						
● 防火区画等の貫通	防火区画等の貫通部は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。																																																						
● 管路等の外壁貫通	外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施す。																																																						
○ 引込部の耐震処置	建物への配管引き込み部の耐震処置・行う・行わない																																																						
○ 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																						
● 露出配管	(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 隣接品は、ねじ込み形を使用する。 (3) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保険カバーを使用する。 (4) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5) 監督員の指示がある場合は、上記に従わざずその指示に従う。																																																						
● 屋上の露出配管等	屋上の露出配管は、防水層を傷つけないようにふ設する。																																																						
● 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P.F管)																																																						
● 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、銅製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、E.P.S.、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶接亜鉛メッキ鋼製のボルト及びアームは塗装しなくてよい。 ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 温気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示した場合は除く。) 4) 防水貫通部の金属配管には防水止め塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッチングブライマー1級の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																						
● 屋外ボックスへの配管接続	屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カッティングを接続部等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取り付けて、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。																																																						
● 施工仕様	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。																																																						
	(1) 項目 ○埋設配管・構造物・その他() 2) 調査範囲 ○埋設ルート・その他() (2) 貫通及びはりつり 1) 項目 ・筋筋・配管・その他() 2) 調査範囲 ○施工部分・その他() (3) 既設との取合い 1) 項目 ○接続箇所 ○増設箇所・その他() 2) 調査範囲 ○施工部分・その他()																																																						
● 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																						
● 耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kN] に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。																																																						
	設計用標準水平震度																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">○ 特定の施設</th> <th colspan="2">○ 一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>地下、1階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】・上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合には3階、13階以上の場合は上層階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの</p> <p>重要機器は次のものと示す。 ● 配電盤 ○ 発電装置(防災用) ○ 直流電源装置 ○ 交流無停電電源装置 ○ 交換機 ○ 自動火災報知受信機 ○ 中央監視制御装置 ○</p> <p>(2) 設計用船底震度 設計用船底震度の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p> <p>(3) 重量が10.0kg以下の軽量な機器(標準仕様書の運用を受けるものは除く)については、取付下地を入念に施工し、機器製造者の指定する方法で取付けを行なうこと。</p> <p>(4) 地域係数は1.0とする。</p>	機器種別	○ 特定の施設		○ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.0		防振支持の機器	2.0	2.0	1.5		水槽類	2.0	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	0.6		防振支持の機器	1.5	1.5	1.0		水槽類	1.5	1.0	0.6	地下、1階	機器	1.0	0.6	0.4		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0		水槽類	1.5	1.0	0.6
機器種別	○ 特定の施設		○ 一般の施設																																																				
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																			
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.0																																																			
	防振支持の機器	2.0	2.0	1.5																																																			
	水槽類	2.0	1.5	1.0																																																			
中間階	機器	1.5	1.0	0.6																																																			
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.0																																																			
	水槽類	1.5	1.0	0.6																																																			
地下、1階	機器	1.0	0.6	0.4																																																			
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0																																																			
	水槽類	1.5	1.0	0.6																																																			
● はり	既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。 はり工事は、事前に以下の調査を行い、監督職員に報告を行うこと。 (O走査式埋設物調査 ○X線調査(費用は別途とする))																																																						
○ インサート	インサートの取付けに使用した釘等は除去し、銷止め塗装を行う。																																																						
● あと施工アンカー	(1) 種類・接着系アンカー(・カプセル方式・注入方式) ○金属系アンカー(○打込み方式・締付け方式) ・その他のアンカータイプ() (2) 性能及び施工確認・行う・行わない																																																						
○ 基礎の配線ビット	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は既設するケーブル径の最大のものとの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。																																																						
● 防火区画等の貫通	防火区画等の貫通部は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。																																																						
● 管路等の外壁貫通	外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施す。																																																						
○ 引込部の耐震処置	建物への配管引き込み部の耐震処置・行う・行わない																																																						
○ 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																						
● 露出配管	(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 隣接品は、ねじ込み形を使用する。 (3) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保険カバーを使用する。 (4) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (5) 監督員の指示がある場合は、上記に従わざずその指示に従う。																																																						
● 屋上の露出配管等	屋上の露出配管は、防水層を傷つけないようにふ設する。																																																						
● 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P.F管)																																																						
● 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、銅製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、E.P.S.、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶接亜鉛メッキ鋼製のボルト及びアームは塗装しなくてよい。 ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 温気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示した場合は除く。) 4) 防水貫通部の金属配管には防水止め塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッチングブライマー1級の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																						
● 屋外ボックスへの配管接続	屋外で露出配管をボックスに接続する場合は、カッティングを接続部等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取り付けて、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。																																																						
● 施工仕様	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。																																																						
	(1) 項目 ○埋設配管・構造物・その他() 2) 調査範囲 ○埋設ルート・その他() (

● 【受変電設備】 受電設備 (※各校設置図による)	(1) 電気方式	(3) 機器	・発電装置	・燃料槽	・給油ボックス	・燃料配管	○ 横内交換設備	(5) アウトレット	・ローテンションアウトレット (・固定型)	・上下動型 (アップ式を含む)	○ 誘導支援設備	・マイクロホン (・コード式)	・ワイヤレス式
	1) 種別	・三相3線式 (O 6.6kV · 200V)	・その他 ()					・壁コンセント				・ラジオチューナー (・FM · AM)	
	2) 周波数	60Hz	・単相3線式 (200/100V)	・単相2線式 (100V)				1) 発電装置	・設置場所及び過去の気象データを考慮し選定する。			・スピーカー切替装置	・その他の機器 ()
	2) 既設との取合い	・無し	②改造 (機器取替、追加等を含む)	③増設	④配線接続			2) 種類	・ディーゼル発電装置	・ガスエンジン発電装置		・卓型	・キャビネットラック型
	3) 機器類	・盤類	・交流遮断器	・断路器	・変圧器	・進相コンデンサ		3) 形式	・簡易形	・オーブン式		・壁掛型	・その他 ()
	4) 盤類	・直列リアクトル	・配線用遮断器	・低圧電磁接触器	・高圧気中開閉器			4) 始動時間 (停電検出後)	・10秒以内	・40秒以内		4) 操作装置	・卓型
	5) 連続運転時間	・2時間以上	・10時間以上	・24時間以上	・72時間以上			5) 連続運転時間	・2時間以上	・10時間以上		5) スピーカー	・非常放送用 (仕様は非常放送装置を参照)
	6) 発電機	・その他 ()						6) 発電機	・キューピカル式 (・8.5dB (A) /lm · 7.5dB (A) /lm)	・その他 ()		・専用	・結線
	7) 開閉式	・閉鎖型 (・キューピカル式記電盤 (JIS))	・高圧閉鎖記電盤 (JEM) (・CW · PW · MW)					7) 開閉式	・三相3線式 (・6.6kV · 200V · () V)	・単相3線式 (200/100V)		7) インピーダンス	・Lo形
	8) 開閉式	・有	・無					8) 開閉式	・単相2線式 (・100V · 200V · () V)	・60Hz		8) HI形	・Hi形
	9) 特記事項	()										9) 設置場所	・屋外 (防雨形)
	10) 交流遮断器											10) 設置場所	・屋内
	11) 真空遮断器 (VCB)	①操作方式	・手動ねじ操作	・電動ねじ操作	・電磁操作							11) 設置場所	・屋外
	12) 主遮断器の定格遮断電流は、電気事業者の計算値以上とする。	②引外し式	・コンデンサ引外し	・直流電圧引外し								12) 設置場所	・室内
	13) 互感器	1) 機種	・3種	・単極								13) 設置場所	・屋内
	14) 变圧器	2) 形式	・双投	・单投								14) 設置場所	・屋外
	15) 断路器	3) その他	・温度計付	・置き指針付	・置き指針なし	・温度計なし						15) 設置場所	・屋内
	16) 進相コンデンサ	1) 形式	・低圧	・高圧								16) 設置場所	・屋内
	17) その他	2) その他	・警報接点付	・警報接点なし								17) 設置場所	・屋内
	18) 直列リアクトル	1) 形式	・放電抵抗	・放電コイル (力率制御がある場合は必須)								18) 設置場所	・屋内
	19) 容量	2) 容量	・5%リアクトル	・13%リアクトル								19) 設置場所	・屋内
	20) 記録用遮断器	3) その他	・記録用遮断器は、短絡電流値以上のものとする。									20) 設置場所	・屋内
	21) 低圧電磁接触器	4) 定格遮断電流は、低圧進相コンデンサ制御用電磁接触器の定格使用電流は、コンデンサ定格電流の1.5倍以上とする。										21) 設置場所	・屋内
	22) 高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平率が30%以下となるようにする。											22) 設置場所	・屋内
	23) ユニバーサル											23) 設置場所	・屋内
	24) 銘板には、施工年月、請負者名、施工者名を記載する。											24) 設置場所	・屋内
	25) 国際規格	2) 国際規格	・A4サイズ以上	・キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)								25) 設置場所	・屋内
	26) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。											26) 設置場所	・屋内
	27) 接地端子又は接地接線端子は、接続のしやすい場所に設ける。											27) 設置場所	・屋内
	28) 絶縁抵抗測定用接地端子は、室内の作業のしやすい場所に設ける。											28) 設置場所	・屋内
	29) 基準	1) 本工事	・2.1N/mm ²	・1.8N/mm ²	・別途工事	・既設利用						29) 設置場所	・屋内
	30) 配電ビット及び蓋	2) その他										30) 設置場所	・屋内
	31) 施工	1) 本工事	・別途工事	・既設利用	・その他 ()							31) 設置場所	・屋内
	32) ビット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。											32) 設置場所	・屋内
	33) 設置場所	・屋内	・屋外 (・地上 · 屋上)									33) 設置場所	・屋内
	34) 消火器	1) 有 (ABC10型 収納箱共)	・無	・その他 ()								34) 設置場所	・屋内
【電力貯蔵設備】 ○ 直流電源設備	(1) 用途	・非常用照明器電源	・安電変設制御電源	・その他 ()								35) 設置場所	・屋内
	2) 容量	() kVA										36) 設置場所	・屋内
	3) 整流装置											37) 設置場所	・屋内
	4) 入力電圧	・三相3線式 (・200V · () V)										38) 設置場所	・屋内
	5) 入力周波数	60Hz	・単相2線式 (・100V · 200V · () V)									39) 設置場所	・屋内
	6) 出力電圧	直流 (・12V · 24V · 48V · () V)										40) 設置場所	・屋内
	7) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。											41) 設置場所	・屋内
	8) 蓄電池	1) 種類	・船蓄電池 (・HS · MSE · 長寿命形MSE)									42) 設置場所	・屋内
	9) 最低蓄電池温度	・5°C · 15°C · 25°C · -5°C · () °C										43) 設置場所	・屋内
	10) 用途	()										44) 設置場所	・屋内
○ 交流無停電電源設備	(1) 用途	()										45) 設置場所	・屋内
	2) 容量	() kVA										46) 設置場所	・屋内
	3) 組成											47) 設置場所	・屋内
	4) 給電方式	・常時インバータ給電方式	・ラインインタラクティブ方式	・常時商用給電方式								48) 設置場所	・屋内
	5) 施工	・その他 ()										49) 設置場所	・屋内
	6) 整流装置等	1) 入力電圧	・三相3線式 (・200V · () V)									50) 設置場所	・屋内
	7) 入力周波数	60Hz	・単相2線式 (・100V · 200V · () V)									51) 設置場所	・屋内
	8) 出力電圧	・三相3線式 (・200V · () V)										52) 設置場所	・屋内
	9) 出力周波数	60Hz	・単相2線式 (・100V · 200V · () V)									53) 設置場所	・屋内
	10) 蓄電池	種類	・船蓄電池 (・HS · MSE · 長寿命形MSE)									54) 設置場所	・屋内
○ 燃料式発電設備	(1) 用途											55) 設置場所	・屋内
	1) 用途	・防災電源専用 (防災認定品)	・防災電源兼用 (防災認定品)	・一般用								56) 設置場所	・屋内
	2) 区分	・常用	・非常用									57) 設置場所	・屋外 (・普通地域 · 塌害地域)
	3) 設置場所	・屋内	・屋外 (・普通地域 · 塌害地域)									58) 設置場所	・屋内
	4) 用途											59) 設置場所	・屋内

○ 防犯・入退室管理設備	2) 発券方式 ・入場時発行 ・事前発行 ・その他()	(2) 既設との取り合い ・無し ・盤改造 ・配線接続 ・その他()		
	(6) カーボート ・パーソナル・グラスファイバー製 ・アルミ製 ・鋼製(防錆処理) ・その他()			
○ 自動火災報知設備	(1) 設備 ・防犯装置 ・入退室管理装置	(3) 機器 ・センサー ・監視制御装置 ・警報装置 ・その他()		
	(2) 防犯装置 1) 機器 ・センサー ・監視制御装置 ・警報装置 ・その他() 2) センサー ・バッジセンサー ・赤外線センサー ・画像センサー ・マグネットセンサー ・ガラス破壊センサー ・その他()	(4) 監視操作装置 1) 形式 ・壁掛型 ・自立型 ・卓型 ・その他() 2) 表示装置 ・グライド式パネル ・ミニグライド式パネル ・スマートディスプレイ ・液晶ディスプレイ ・指示計器 ・その他()		
○ 自動閉鎖設備	3) 監視制御装置 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他()	(5) 信号処理装置 1) 形式 ・壁掛型 ・自立型 ・卓型 ・ラック型 ・卓上型 2) 設置 ・単独 ・監視操作装置に組込 ・その他()		
	4) 機能 ・警報 ・記録 ・監視カメラ運動制御 ・センサー入出力部 ・その他()	(6) 記録装置 1) 形式 ・壁掛型 ・自立型 ・卓型 ・ラック型 ・卓上型 2) 設置 ・単独 ・監視操作装置に組込 ・その他()		
○ 非常警報設備	(3) 入退室管理装置 1) 機器 ・認識装置 ・監視制御装置 ・警報装置 ・その他() 2) 認識装置 ・バイオメトリックス ・音声 ・暗証番号 ・カード ・その他()	(7) 【構内配電線路】 ● 構内配電線路 (※各校設計図による)		
	3) 監視制御装置 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他()	(1) 電気方式 1) 種別 ○三相3線式(△6.6kV □200V Ⓛ()V) ・単相3線式(200V/100V) ・単相2線式(100V Ⓛ()V)		
○ 非非常ベル(自動式サイレンを含む)	4) 機能 ・遠隔施錠制御 ・スケジュール設定制御 ・照明制御 ・センサー入出力部 ・警報 ・記録 ・監視カメラ運動 ・その他()	2) 周波数 60Hz (2) 配線方式 ・地中線式(・直埋 ・管路) ・架空線式(・直接 ・ちょう架線添架) ・建築物等添架式(・露出配管 ・隠蔽配管) ・その他()		
	(5) 発信機 1) 型式 ・アドレス付 ・P型1級 ・P型2級 2) 消火栓ポンプ起動 特記なき場合は、発信機運動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。 3) 設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス(別途)に組込	(3) 建柱 1) 施工 ○本工事 ・既設柱利用 ・その他() 2) 電柱 ○コンクリート柱 ・鋼管柱 ・バンザマスト ・その他()		
○ ガス漏れ火災警報設備	(6) 感知器 1) 型式 ・アドレス付 ・一般型 2) 種類 ・熱感知器 ・煙感知器 ・炎感知器 3) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能	3) 支持材 ○根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線(保護ガード) ・有 ・無 4) 装柱材料 ○有(電力仕様) ・無 5) 鉄板 ・有 ・無 4) 装柱機器(高圧用) 1) 機器 ○開閉器 ・避雷器 ・カットアウト ○端子 ・その他()		
	(7) 開閉器 1) 耐環境性 ○一般用 ・耐塩用 2) 耐環境性 ○一般用 ・耐塩用 3) 開閉器 ①形式 ○気中形 ・ガス形 ・真空型 ②地絡絶電器 ・方向性 ○無方向性 ③制御電源用変圧器及び避雷器内蔵とする。 ④開閉器及び装置の外箱はステンレス製とする。	5) 鉄板 1) 鉄板の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 (8) 地中ケーブル保護 1) 種類 ○FEP ○GLT(P.Eライニング管) Ⓛ()V E Ⓛ()HIVE Ⓛ()SGP 2) 標示杭埋設 ○コンクリート製 ○鉄製(アスファルト部分) 3) 埋設標示シート ・一重 ○2倍長 ・3.5倍長 Ⓛ()		
○ 監視制御設備	(9) 埋設表示シートの表記は電力用であることがわかるものとする。	4) 埋設表示シートの表記は電力用であることがわかるものとする。		
	(1) 設備 ・非常放送装置 ・非常ベル (2) 非常放送装置 1) 消防法基準適合マーク品とする。 2) 機器 ・増幅器 ・スピーカー ・非常用リモコンマイク ・その他()	(1) 用途 ・電話用 ・拡声用 ・時刻表示用 ・火災報知用 ・非常警報用 ・インターホン用 ・テレビ共同受信用 ・防犯用 ・制御用 ・その他()		
○ 非常ベル(自動式サイレンを含む)	3) 増幅器 ①出力 ()W ②出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ③形式 ・ロングラック型 ・スタンダードラック型 ・壁掛型 ・その他() ④機能 ・マイク放送 ・自動火災警報設備連動放送 ・緊急地震速報設備連動放送 ・その他() ⑤用途 ・拡声設備専用 ・非常放送専用	(2) 配線方式 ・地中線式(・直埋 ・管路) ・架空線式(・直接 ・ちょう架線添架) ・建築物等添架式(・露出配管 ・隠蔽配管) ・その他()		
	4) スピーカー ①結線 ・1W ・3W Ⓛ()W ②インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ③用途 ・拡声設備専用 ・非常放送専用	(3) 建柱 1) 施工 ○本工事 ・既設柱利用 ・構内配電線柱に添架 ・その他() 2) 電柱 ○コンクリート柱 ・鋼管柱 ・バンザマスト ・その他()		
○ ガス漏れ火災警報設備	5) 非常用リモコンマイク	3) 支持材 ○根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線(保護ガード) ・有 ・無 4) 装柱材料 ○有 ・無 5) ハンドホール、マンホール 1) 形式 ○ブロック式 ・現場打ち 2) 施工 ○本工事 ・別途工事 ・既設 ・その他() 3) ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 Ⓛ()箇所		
	(6) 鉄板 1) 鉄板の刻印は「弱電」又は「通信」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 (7) 地中ケーブル保護 1) 種類 ○FEP ○GLT(P.Eライニング管) Ⓛ()V E Ⓛ()HIVE Ⓛ()SGP 2) 標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製(アスファルト部分) 3) 埋設標示シート ・一重 ・2倍長 ・3.5倍長 Ⓛ()	4) 埋設表示シートの表記は電力用であることがわかるものとする。		
○ 監視制御設備	(8) 埋設表示シートの表記は電力用であることがわかるものとする。	4) 埋設表示シートの表記は電力用であることがわかるものとする。		
	(9) 監視制御対象設備 ・動力設備 ・受電設備 ・発電設備 ・火災警報設備 ・その他()	(1) 設置 ・本工事 ・別途工事 2) 消火器 種別()、数量()本 3) 消火器収納箱 材質()、数量()面		

電気設備工事指定機材適用規格及びメーカーリスト				○完成書類 引き渡し時には下記の書類を提出する。				
分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等	分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等	
電線	電線、ケーブル類 (エコ電線・ケーブルを優先使用)	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	・JIS規格適合品 ・JCS(日本電線工業会規格)規格適合品	機器標準取付高さ 引き渡し時には下記の書類を提出する。	計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品	
	上記以外の一般配線工事に使用するもの	JIS規格適合品			計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力量計(無検定、検定付)、他	・JIS規格適合品	
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	登録認定機関((社)電線総合技術センター)または指定期間内に登録機関((社)日本電線工業会「耐火・耐熱電線認定業務委員会」)により認定または評定されたもの、(社)日本電線工業会により自主認定(評定)されたもの		继電器	保護繼電器	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品	
	圧着端子 圧着スリーブ	一般配線工事に使用するもの	JIS規格適合品		絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	電線保護物類	金属管、VE、PF、HIVE、FEP、CD、合成樹脂製とく管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの ・JIS規格適合品 ・JIS規格のないものにあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品		直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの ・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの ・JIS規格適合品 ・JIS規格のないものにあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品		整流装置	防災電源用以外に使用するもの	・JIS規格適合品 ・(社)日本電気協会(JEA)蓄電池設備認定委員会の認定を受け、認定証票が貼付されたもの	
	照明器具	蛍光灯器具 (省エネ型を優先使用)	JIS規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による		防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関((社)日本電気協会(JEA)蓄電池設備認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの	
	非常用照明器具		・指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証、受けたるもの ・(社)日本照明器具工業会の自主評定を受け、JIL501の適合マークが貼付されたもの		交流無停電	交流無停電装置(UPS)	定格出力300kVA以下のもの ・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
	誘導灯		・登録認定機関((社)日本電気協会(JEA)誘導灯認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの		発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの ・発電機及び原動機(ディーゼル機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業会規格(JEM)の適合品	
	その他の照明器具		・JIS規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による		ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの ・発電機及び原動機(ガス機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業会規格(JEM)の適合品	・JIS規格適合品 ・(社)日本電機工業会規格(JEM)の適合品	
安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器	上記以外のもの	JIS規格適合品 ・(社)日本電機工業会規格(JEL)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	機器標準取付高さ 引き渡し時には下記の書類を提出する。	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関((社)日本内燃力発電設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの	
	照明制御装置	センサ、照明天部等			太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力10kW未満のもの (系統連係保護機能を有するものを含む) ・JIS規格適合品 出力10kW以上のもの (系統連係保護機能を有するものを含む) ・JIS規格適合品 太陽電池アレイ(太陽電池モジュール及びアレイ接続箱)	・JIS規格適合品 ・(社)日本電機工業会規格(JEL)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	インバータ装置	可変速運転用インバータ装置	可変速電動機用		架台		・太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ・太陽電池アレイの製造者が同等と認めたもの ・上記と同等であると認められるもの	
	換気扇	空用換気扇	JIS規格適合品		横内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機	・登録認定機関((財)電気通信端末機器審査協会(JATE)等)の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの	
	雷保護装置	避雷針設備(針突、支持管、引下接線、試験用接続端子箱、他)	JIS規格適合品		拡声装置	非常用放送設備	・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ・右記の認定品のあるもの	
	サーヴィス	アレスター(避雷器)	低圧用SPD		テレビ共同	アンテナ、ブースター、受信装置、混合器、分波器、分歧器、分配器テレビ端子、他	・優良住宅部品(B-L部品)の認定を受けたもので、B-Lマーク認定紙が貼付されたものの又は当該品であると証明できるもの ・NHK共同受信設置機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・JEITAデジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、D-Hマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同等であると認められるもの	
		通信用SPD	JIS規格適合品				・良住宅部品(B-L部品)の認定を受けたもので、B-Lマーク認定紙が貼付されたものの又は当該品であると証明できるもの ・NHK共同受信設置機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・JEITAデジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、D-Hマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同等であると認められるもの	
	盤類	分電盤、実験盤	JIS規格適合品				・右記の認定品のあるもの	
		制御盤	JIS規格適合品				・(社)日本電機制御システム工業会規格(JSIA)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		消防防災用制御盤	消防用加压送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装置、総合操作盤等の消防用設備等の認定対象品目				・登録認定機関((財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、認定証票が貼付されたもの	
高圧機器		不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、非常通報装置等の消防防災用設備機器の性能評定対象品目	(財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、認定証票が貼付されたもの	機器標準取付高さ 引き渡し時には下記の書類を提出する。	監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		キューピクル式配電盤	JIS規格適合品		自動火災報知装置	知器、発信機、中継器装置、受信機、漏電火警警報器	・登録認定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの	
		高圧スイッチギヤ	CW形、PW形		中央監視制御設備	中央監視制御装置	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧遮雷器	JIS規格適合品		マンホール	蓋	・登録認定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの	
		断路器	JIS規格適合品		ハンドホール	錆鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		遮断器	高圧交流遮断器		電柱	レディミクストコンクリート、セメント	・JIS規格適合品	
			JIS規格適合品			コンクリート柱	JIS規格適合品	
		配線用遮断器、漏電遮断器	JIS規格適合品				・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		変圧器	高圧変圧器				・(社)日本電機工業会規格(JEM)適合品のトップランナ変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による	
		特定機器以外の変圧器	特定機器				・(社)日本電機工業会規格(JEM)適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品	
コンデンサ	高圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による	機器標準取付高さ 引き渡し時には下記の書類を提出する。				
	低圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	JIS規格適合品					

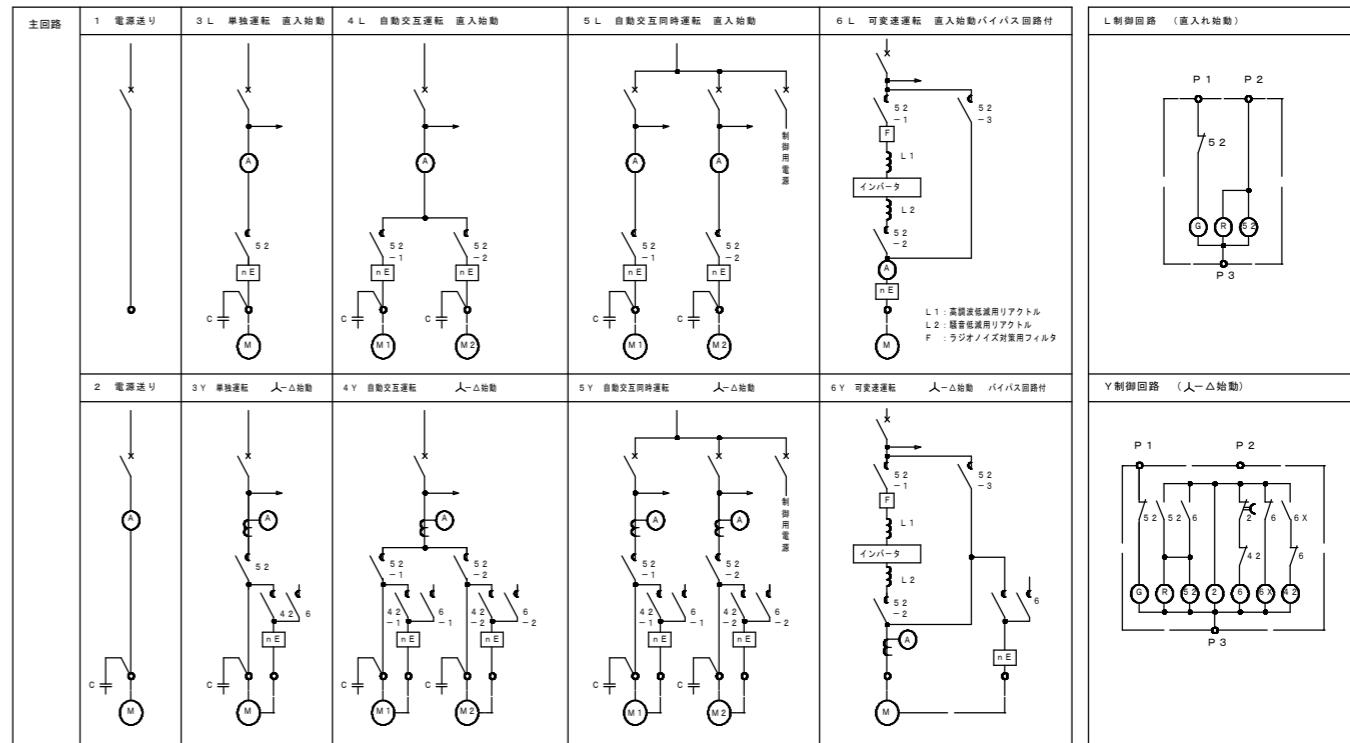


動力制御盤表

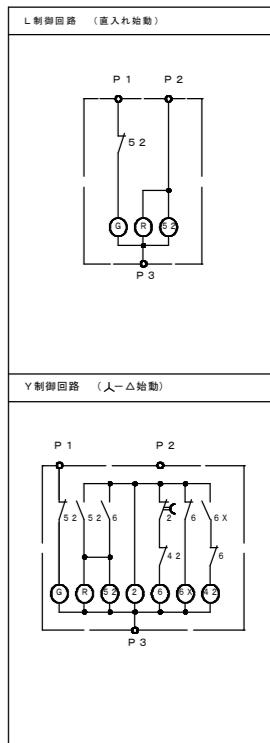
動力制御盤表										
盤名称 盤形式	盤内結線 主開閉器 負荷合計	負荷名称	容量 (kW)	台数	分岐開閉器	結線記号	電流 計	表示 運転 位置 真常	運動 インター ロック	備考
SUS製 屋外・壁掛型	P-B 150°	東-A C-1 W	26.02	1	MCCB 3P 225/175	EM-GET100° IE14° (G82) (#83)				
SUS製 屋外・壁掛型	東-A C-1 S	東-A C-1 S	38.02	1	MCCB 3P 225/225	EM-CET150° IE22° (G82) (#83)				
	計 64.04 kW									
東-AC-1W SUS製 屋外・壁掛型	AC 1W 100°	空調機 (平面図参照)	14.02	1	MCCB 3P 100/100	EM-GET38° IE8° (G54) (#50)				
東-AC-1S SUS製 屋外・壁掛型	AC 1S 150°	空調機 (平面図参照)	20.0	1	MCCB 3P 225/125	EM-GET38° IE8° (G54) (#50)				
空調機 (平面図参照)	18.02	MCCB 3P 225/125	EM-CET38° IE8° (G54) (#50)							
手元開閉器盤(3) ケースブレーカー	3 8°	空調機 (平面図参照)	4.0	1	ELCB 3P 30/30	BED330371K相当品 EM-CE5.5° -4C (G28) (#30)				
	計 4.0 kW									
手元開閉器盤(11) ケースブレーカー	11 14°	空調機 (平面図参照)	4.0	1	ELCB 3P 30/30	BED330371K相当品 EM-CE5.5° -4C (G28) (#30)				
	計 4.0 kW									
手元開閉器盤(7) ケースブレーカー	7 14°	空調機 (平面図参照)	6.02	1	ELCB 3P 50/50	BED350371K相当品 EM-CET14° IE5.5° (G36) (#38)				
	計 6.02 kW									
手元開閉器盤(5) ケースブレーカー	5 5.5°	空調機 (平面図参照)	4.0	1	ELCB 3P 30/30	BED330371K相当品 EM-CE5.5° -4C (G28) (#30)				
	計 4.0 kW									

※図中 (#O) は、F2-WPとする
※ケースブレーカーには南京錠取付

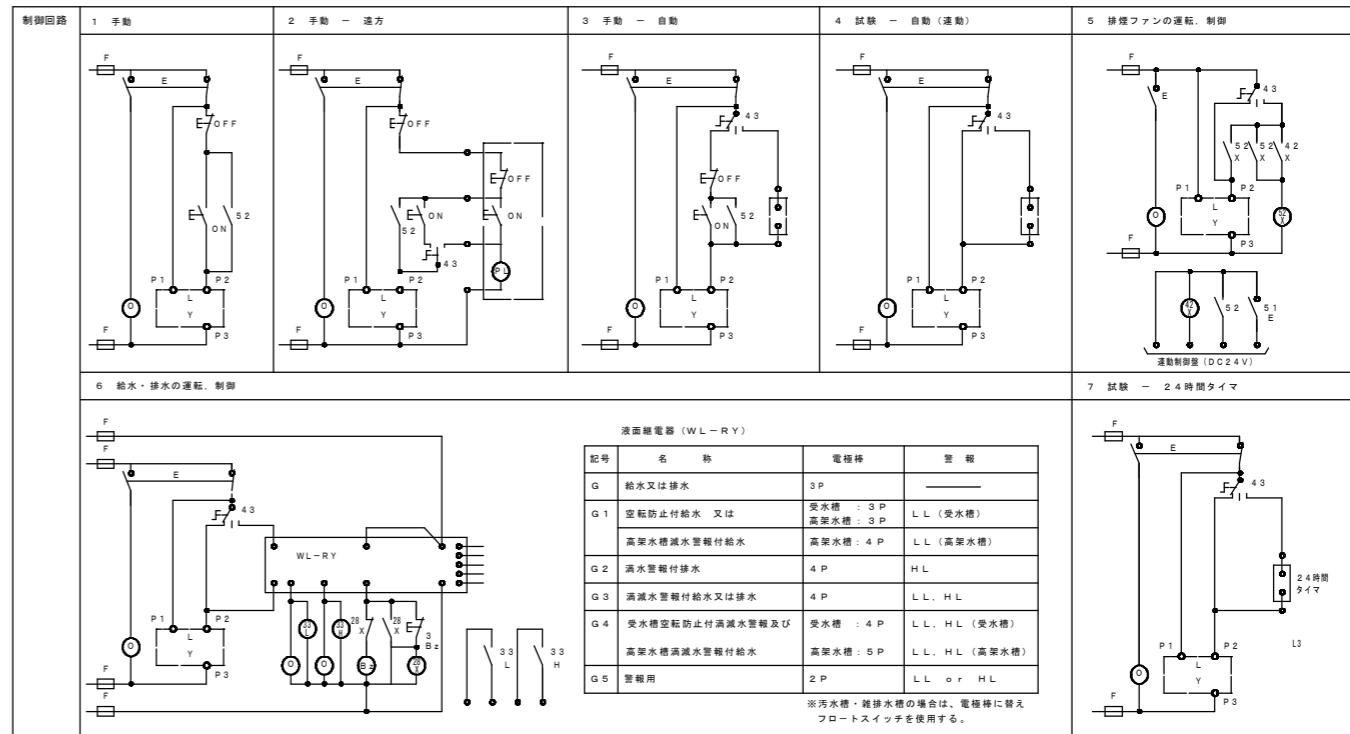
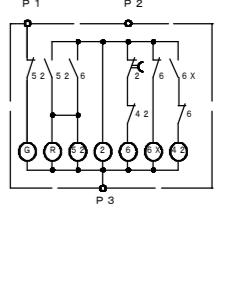
基本回路図および基本制御回路図

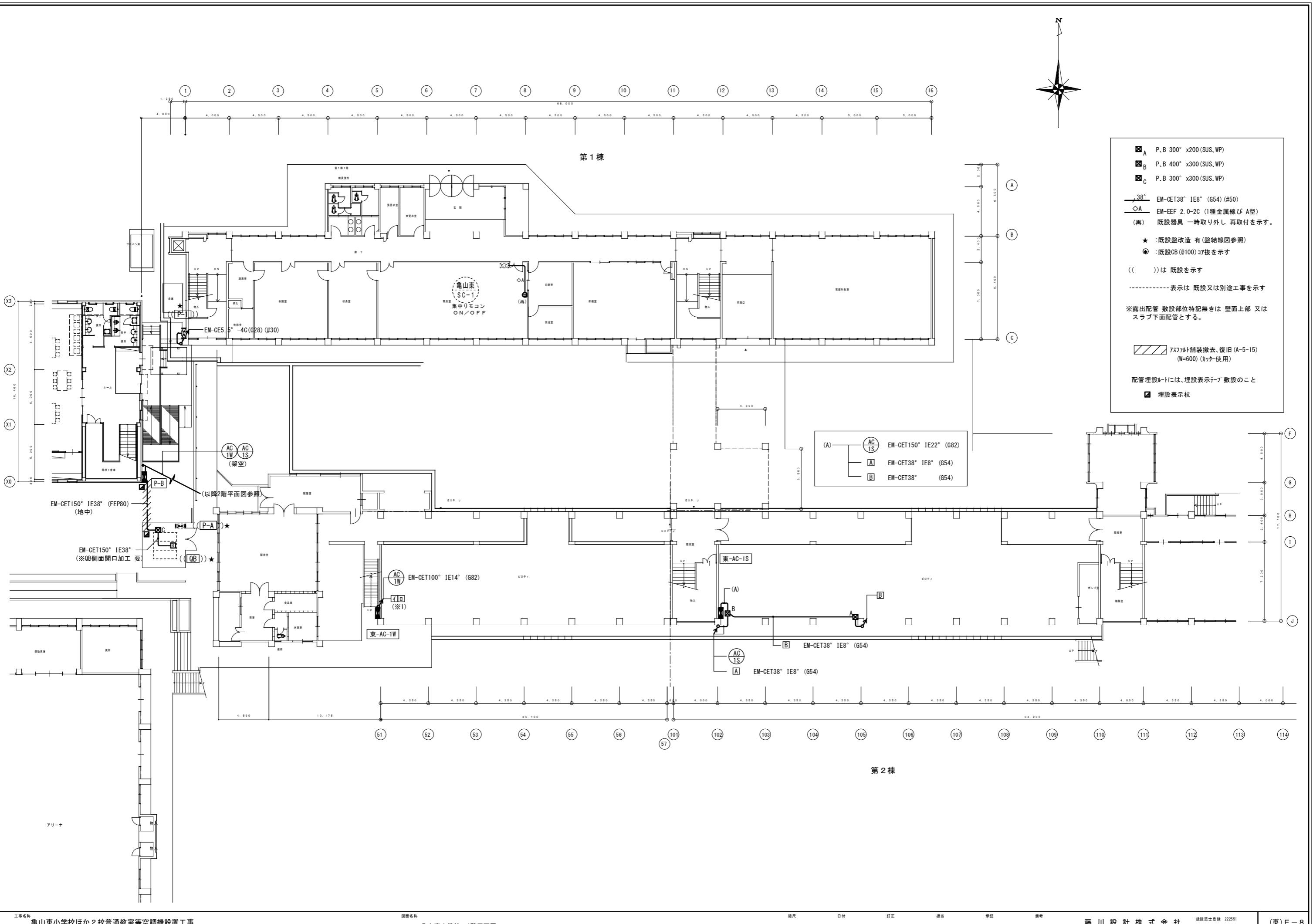


始動回路

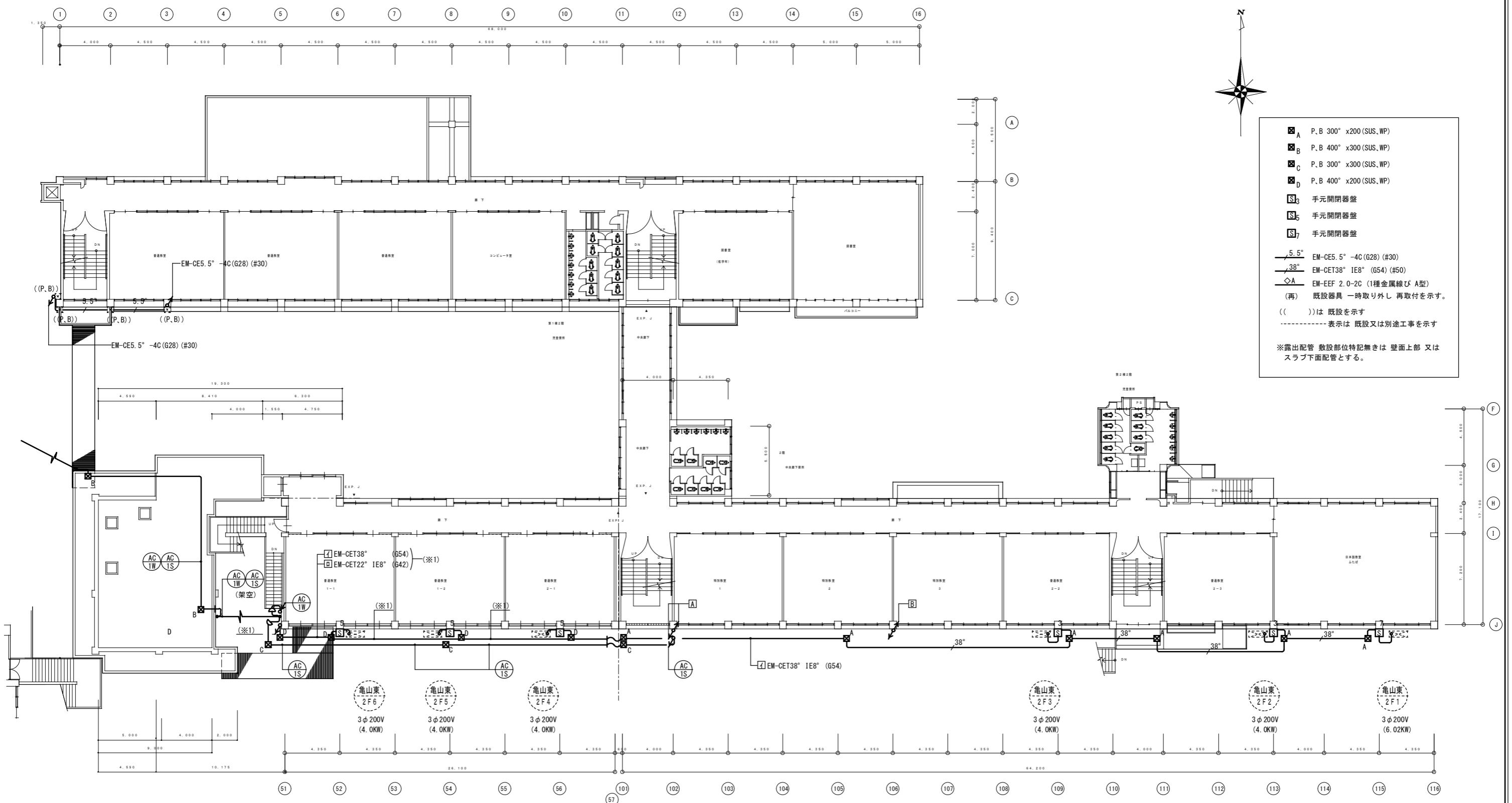


Y制御回路 (Y-△始動)

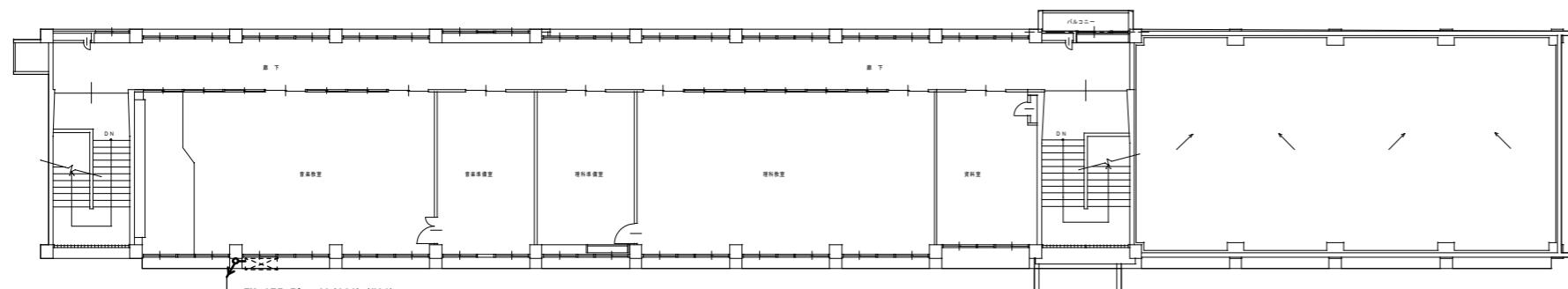
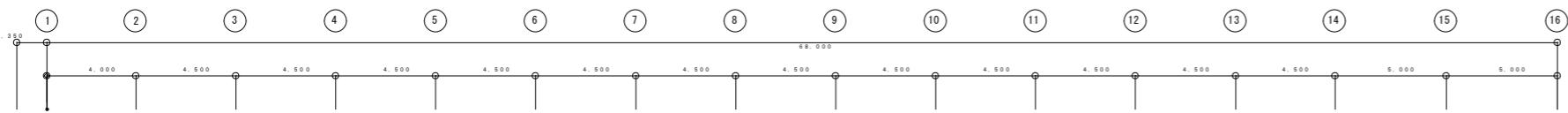




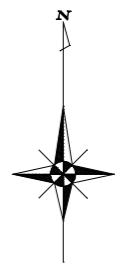
第1棟



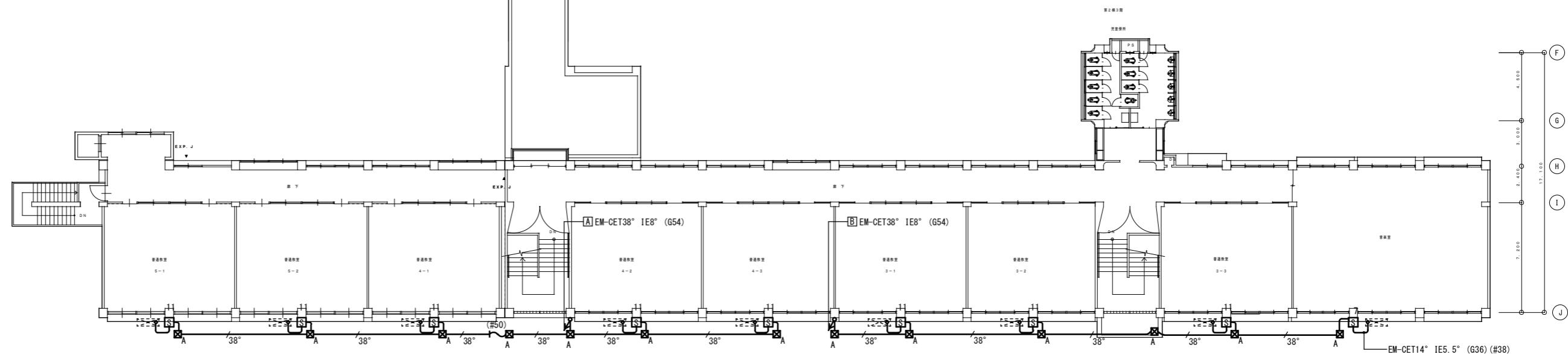
第1棟



N



□ A P, B 300^φ x200 (SUS, WP)
 □ S7 手元開閉器盤
 □ S11 手元開閉器盤
 — 38° EM-CET38° IE8° (G54) (#50)
 ()は既設を示す
 - - - 表示は既設又は別途工事を示す
 ※露出配管 敷設部位特記無きは 壁面上部 又は
 スラブ下面配管とする。



3F1



3F2



3F3



3F4



3F5



3F6



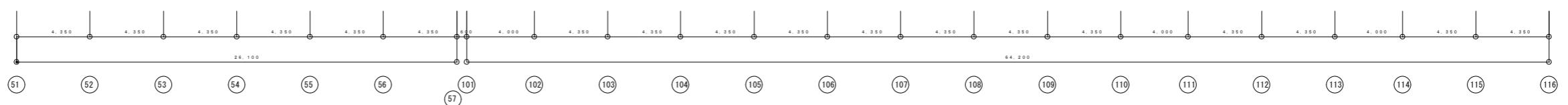
3F7

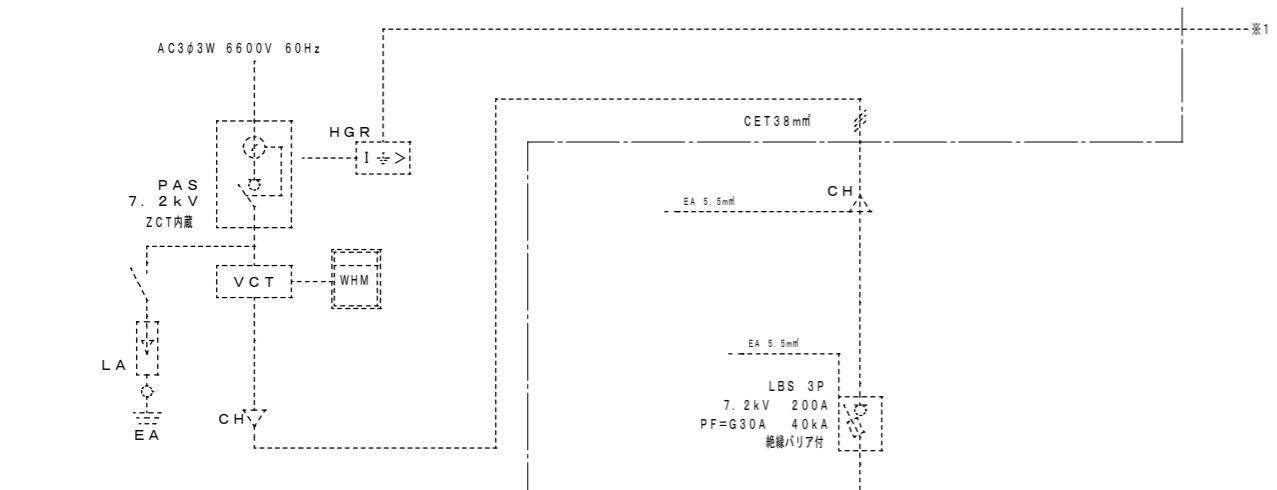


3F8



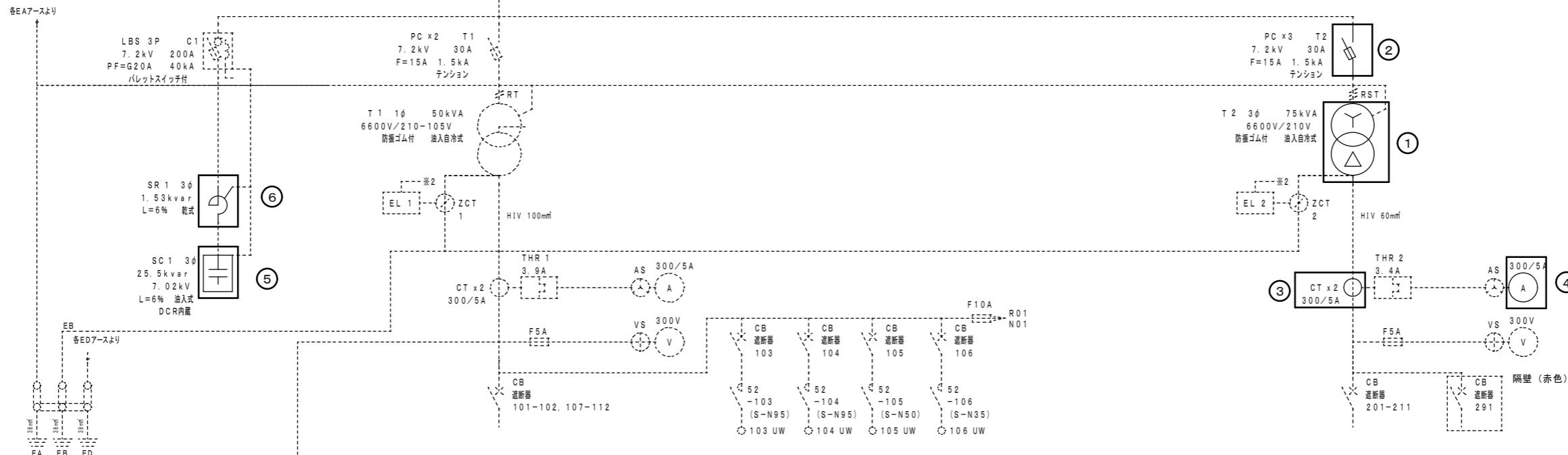
3F9





Q B改修内容

- ① 3φ Tr 75kVA → 150kVA に取替
- ② テンショントリガ 15A → 30A に取替
- ③ CT取替 300/5A → 500/5A
- ④ 電流計 取替 300/5A → 500A/5A
- ⑤ SC 取替 25.5kvar → 53.2kvar
- ⑥ SR 取替 1.53kvar → 3.19kvar
- ⑦ ブレーカー増設 MCCB 3P 225/150



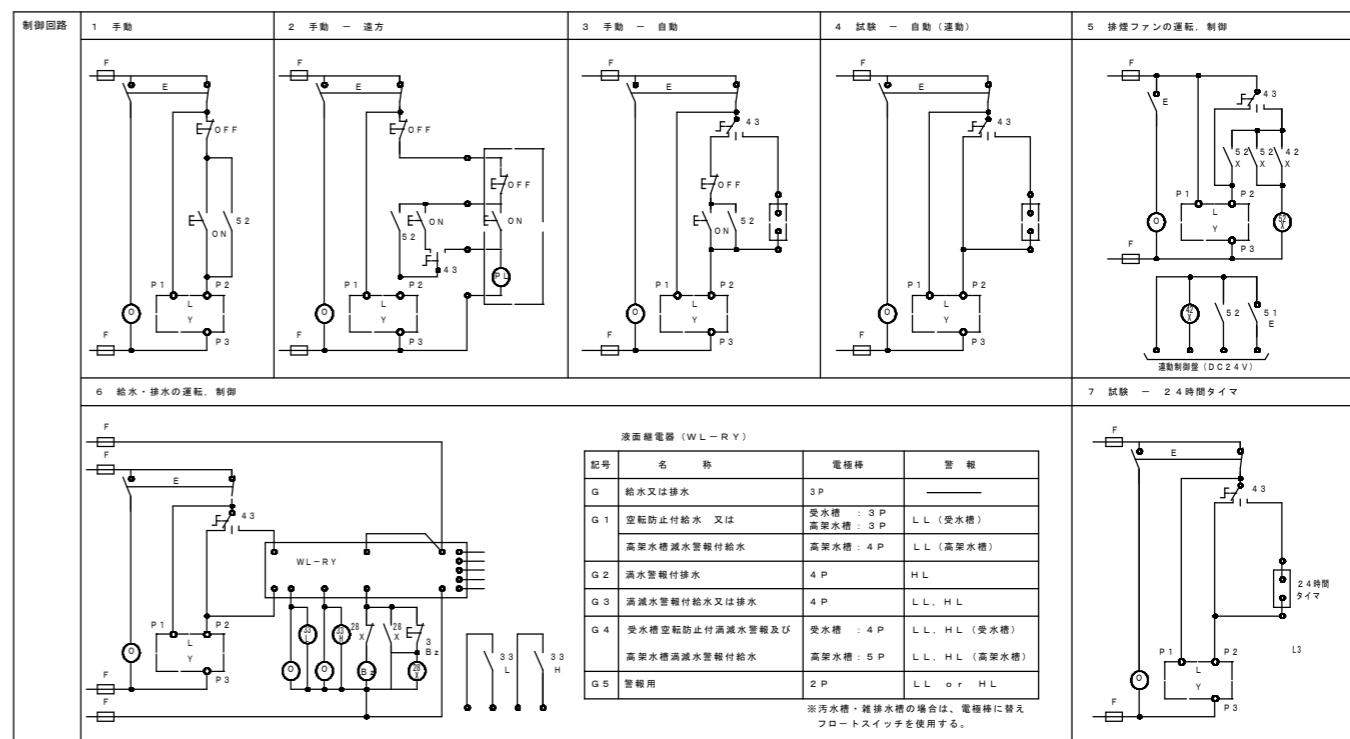
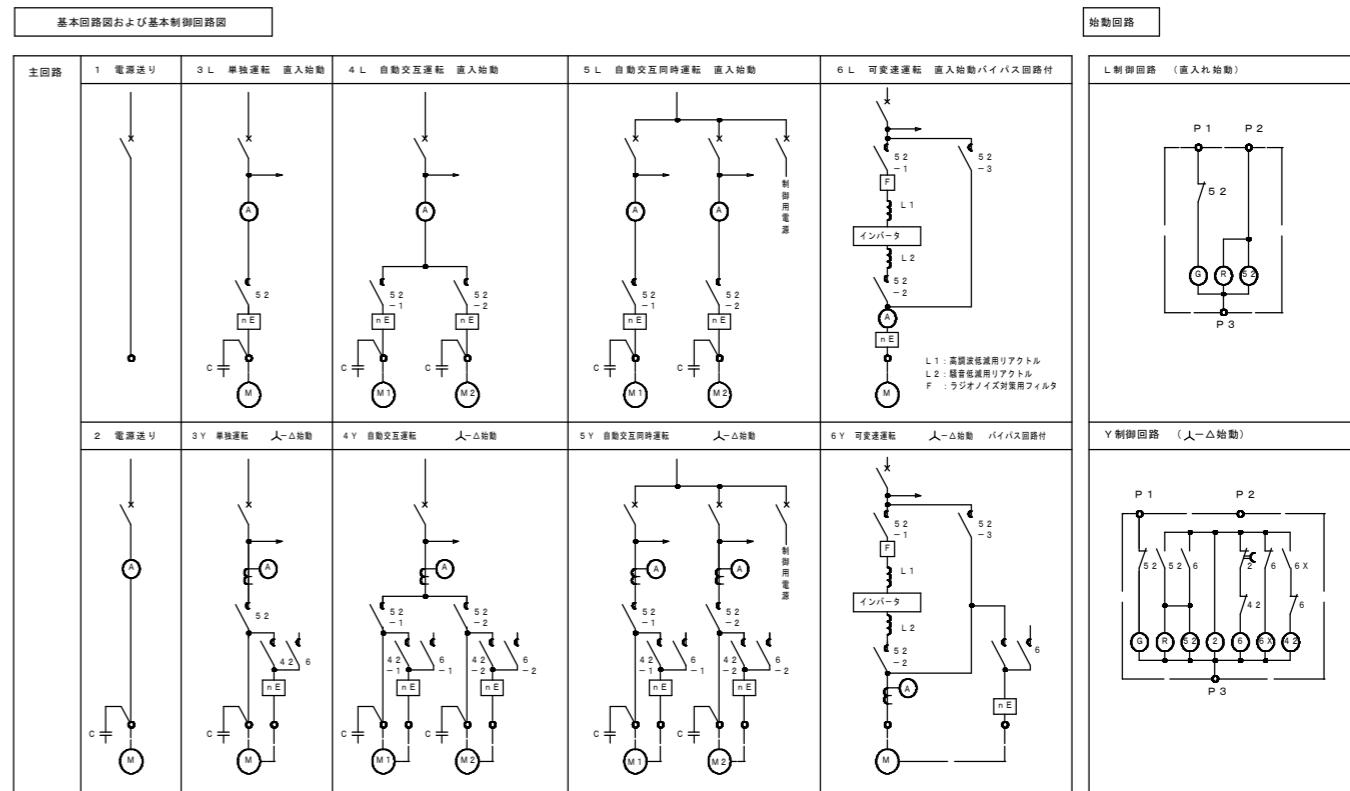
回路番号	型式	定格	数量
①~④	NF30-KC	KMBCB2P	30/15A 100V 4

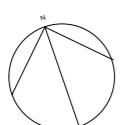
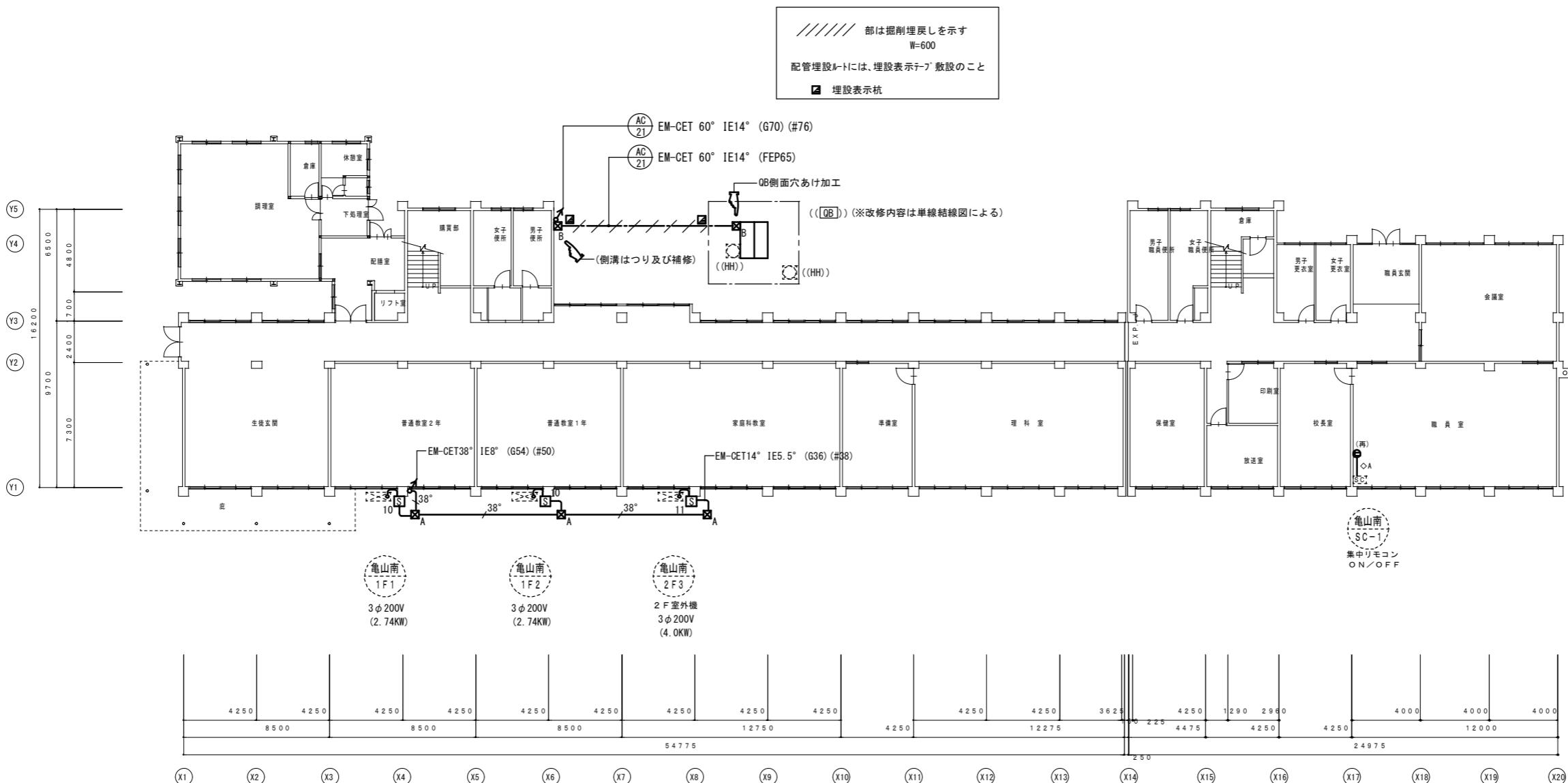
回路番号	遮断器	A F / A T	負荷名称	幹線 電線サイズ
101	MCCB3P 225/200A		校舎棟	CVT 100mm
102	MCCB3P 225/150A		体育馆	CVT 100mm
103	MCCB2P 100/100A	200V RT	グランド照明(3階側)	CV 38mm-2C
104	MCCB2P 100/100A	200V RT	グランド照明(1階側)	CV 38mm-2C
105	MCCB2P 50/50A	200V RT	グランド照明(予備)	CV 14mm-2C
106	MCCB2P 50/30A	200V RT	グランド照明(校舎屋上)	CV 14mm-2C
107	MCCB3P 50/30A		既設(ブレハブ室)	CV 8mm-3C
108	MCCB3P 50/30A		既設(資料室)	CV 8mm-3C
109	MCCB2P 50/20A	100V RN	净化槽ポンプ室	CV 3.5mm-2C
110	MCCB3P 100/100A		予備	
111	MCCB3P 100/100A		予備	
112	MCCB3P 50/50A		給食棟	CV 8mm-3C

回路番号	遮断器	A F / A T	負荷名称	幹線 電線サイズ
201	MCCB3P 50/50A		予備	
202	MCCB3P 100/75A		空調機(会議室)	CV 14mm-3C
203	MCCB3P 100/100A		空調機(給食棟)	CET 22mm
204	MCCB3P 100/100A		浄化槽盤	CV 14mm-3C
205	MCCB3P 50/50A		ポンプ盤	CV 8mm-3C
206	MCCB3P 50/50A		ブルーム	CV 8mm-3C
207	MCCB3P 225/150A		空調機(校舎棟)	CVT 60mm
208	MCCB3P 100/100A		空調機(図書室)	CET 22mm
209	MCCB3P 50/50A		予備	
210	MCCB3P 100/100A		給食室動力盤	CVT 38mm

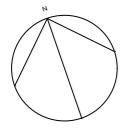
動力制御盤表

※図中 (#O) は、F2-WP とする
※ケースブレーカーには南京錠取



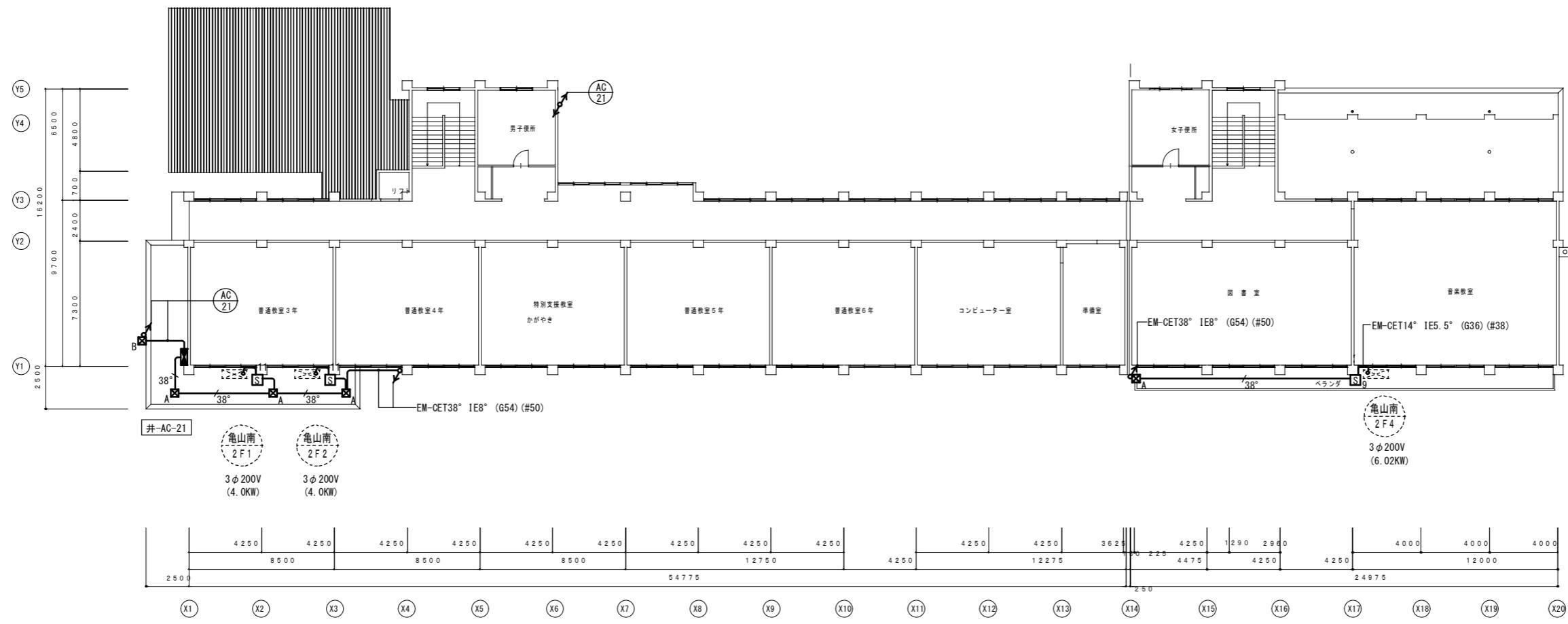
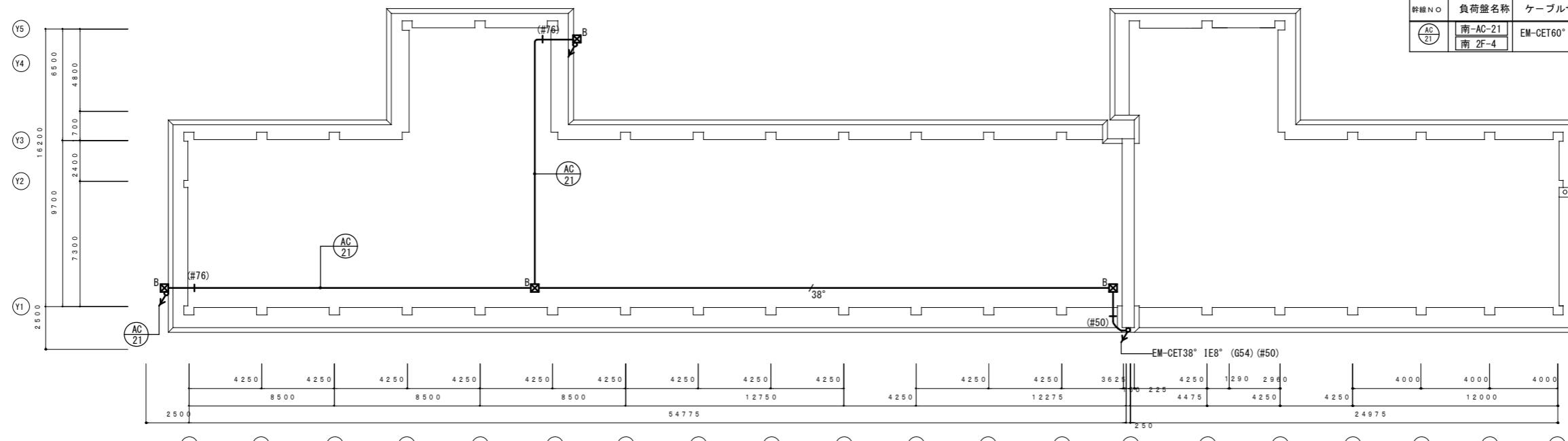


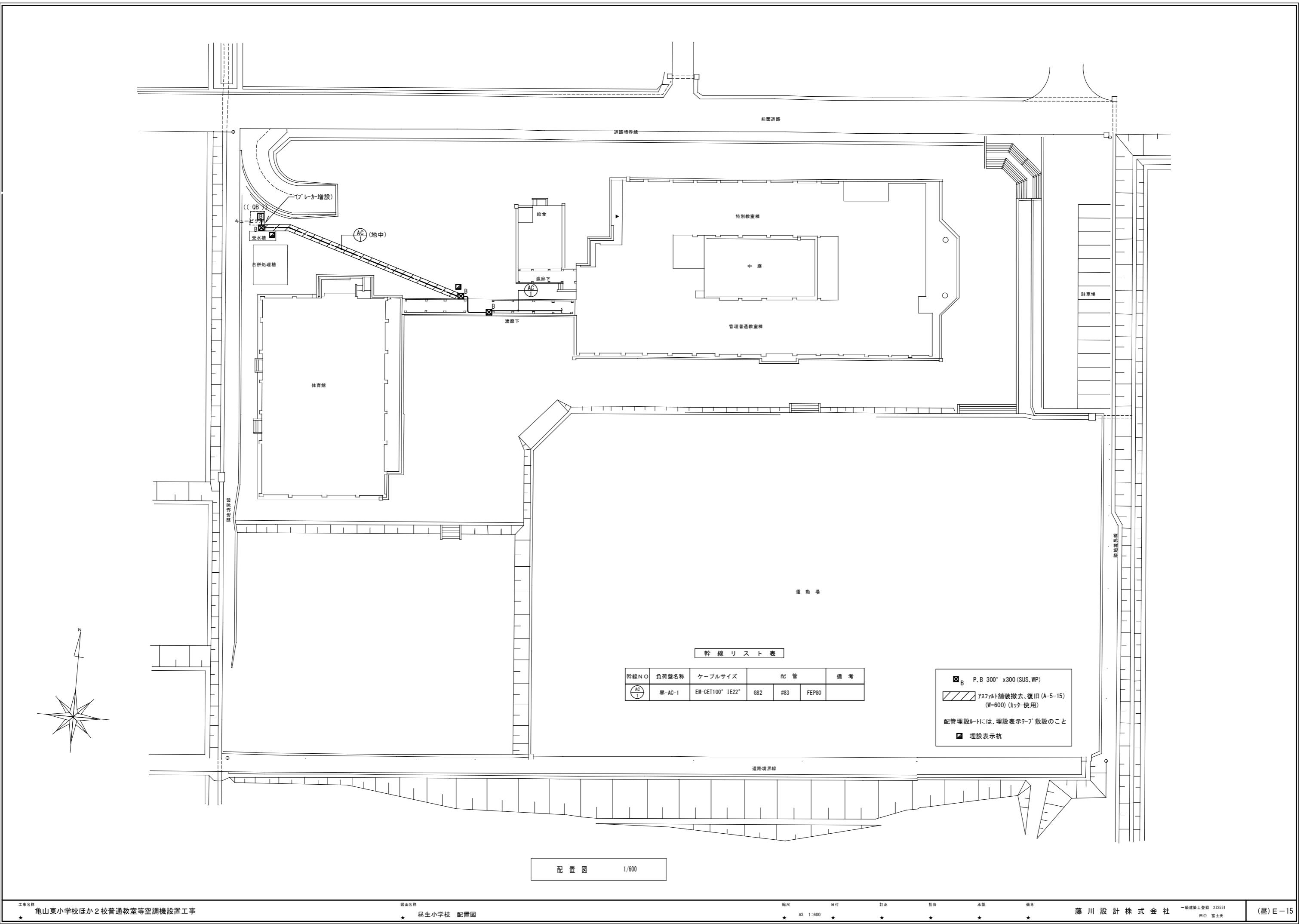
■ A P、B 300° x200(SUS, WP)
■ B P、B 300° x300(SUS, WP)
§10 手元開閉器盤
§11 手元開閉器盤
/38° EM-CET38° IE8° (G54) #50
△A EM-EEF 2.0-2C (1種金属線び A型)
(再) 既設器具一時取り外し再取付を示す。
(())は既設を示す
-----表示は既設又は別途工事を示す
※露出配管 敷設部位特記無きは壁面上部 又はスラブ下面配管とする。

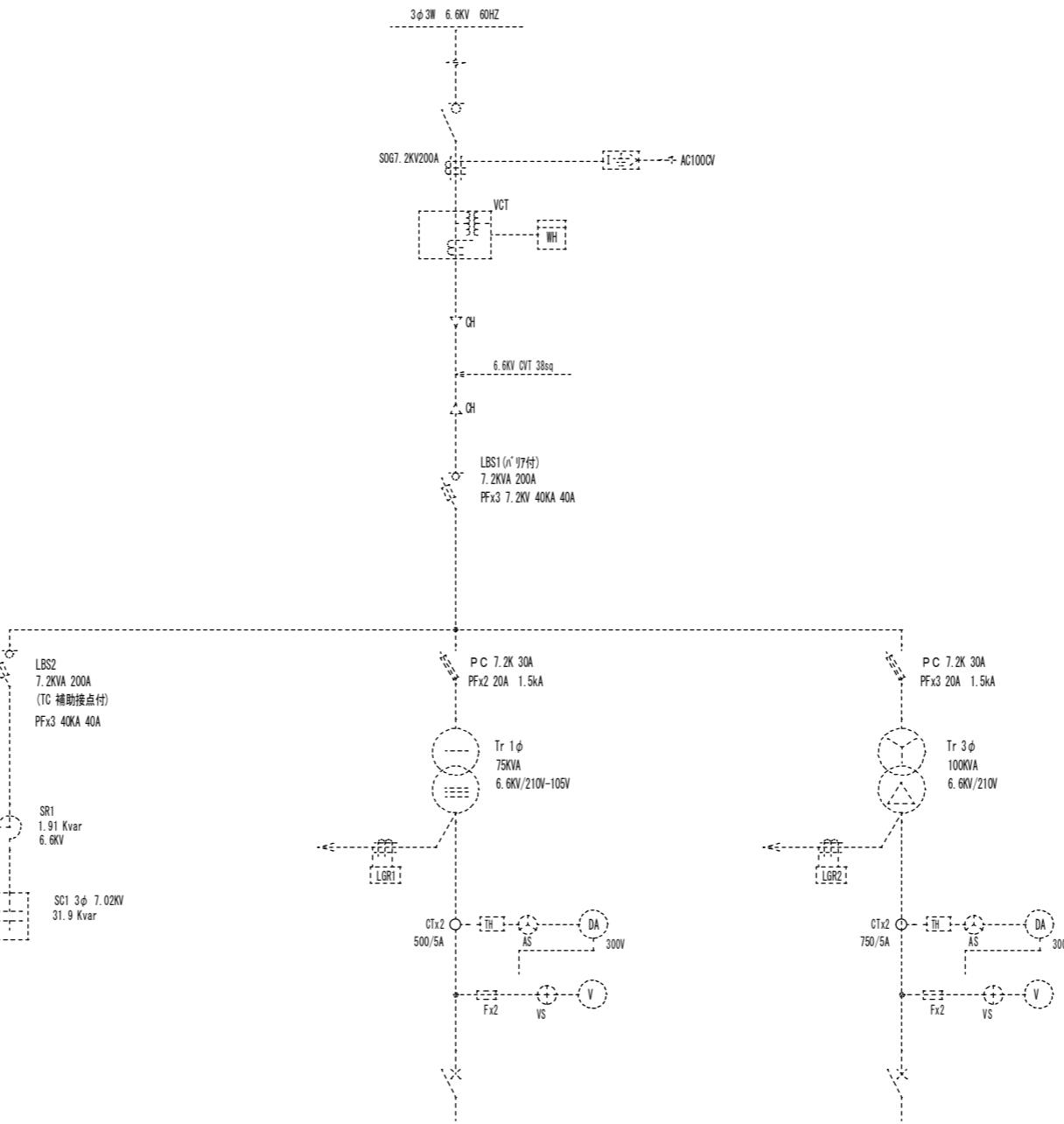


幹線リスト表

幹線NO	負荷盤名称	ケーブルサイズ	配管		備考
			地中	露出	
AC 21	南-AC-21 南 2F-4	EM-CET60° IE14°	FEP65	G70 #76	







1LT-1	MCCB 3P 225/200A
2LT-1	MCCB 3P 225/150A
LP-A	MCCB 3P 225/150A
ゲランド照明	MCCB 3P 225/225A
予備	MCCB 3P 100/100A
LP-B	MCCB 3P 50/ 50A
ホン室	MCCB 2P 50/ 50A
X ⁺ -X	MCCB 3P 225/-A
X ⁺ -X	MCCB 3P 100/-A
地絡維電器用電源	MCCB 2P 30/ 15A(100V)
警報用電源	MCCB 2P 30/ 15A(100V)
所内電源	MCCB 2P 30/ 15A(100V)
SC系統用制御電源	MCCB 2P 50/ 20A(100V)

<電 灯>

主幹	MCCB 3P 225/200A
1LT-1	MCCB 3P 225/150A
A ⁺ -A	MCCB 3P 100/ 75A
体育館	MCCB 3P 50/ 50A
排水ポンプ	MCCB 3P 50/ 50A
合併処理槽	MCCB 3P 50/ 30A
消火栓ポンプ	MCCB 3P 50/ 50A
LP-B	MCCB 3P 50/ 50A
給食室(消毒保管庫)	MCCB 3P 100/ 75A
空調電源	MCCB 3P 100/ 75A
空調電源(1L-1)	MCCB 3P 100/100A
空調電源(M-1)	MCCB 3P 225/150A
X ⁺ -X	MCCB 3P 100/-A
X ⁺ -X	MCCB 3P 100/-A
X ⁺ -X	MCCB 3P 225/-A

AC MCCB 3P 225/125

今回 増設

<動 力>

-----は既設を示す

動力制御盤表

※図中 (#O)は、F2-WPとする
※ケースブレーカーには南京錠取付

